

ウェルビーイングを取り巻く国等の動き

経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）2024（2024.6.21）

第1章 成長型の新たな経済ステージへの移行

2. 豊かさと幸せを実感できる持続可能な経済社会に向けて

（誰もが活躍できるWell-beingが高い社会の実現）

「賃金と物価の好循環」や「成長と分配の好循環」の拡大・定着を通じて、**希望あふれるWell-beingの高い社会の実現を目指す。**

骨太方針では、2019年から「well-being」が登場

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現 ～「経済・財政新生計画」～

2. 中期的な経済財政の枠組み

（新たな枠組みと基本的考え方）

意欲のある誰もが自由で柔軟に活躍できる社会を構築する中で、2%の物価安定目標の持続的・安定的な実現の下、家計の可処分所得が継続的に増加し、潜在的な支出ニーズが顕在化する「成長と分配の好循環」と、**希望あふれるWell-beingの高い社会の実現を図る。**

4. 改革推進のためのEBPM強化

客観指標と**主観指標**を併用し経済成長や政策効果を多面的に評価するなど、**行政におけるWell-being指標の活用を促進するとともに、当該指標と各種政策との関係性を整理する。**

第10回経済財政諮問会議（2024.7.19）

2025年度予算の全体像に向けて（有識者議員提出資料）

（E B P Mの強化によるワイズスペンディングの徹底）

● 経済財政諮問会議は、別紙の多年度にわたる重要政策及び計画について、エビデンスに基づくロジックモデルの検証やK P Iの進捗確認等により必要となる政策対応等に結び付けられるよう、来年度の概算要求と合わせて、担当省庁からエビデンス整備方針の提出を求める。

● また、E B P Mの実効性を高めるため、D Xにより生成されるデータを蓄積し、研究機関・大学における先進的な分析手法を活用しつつ、関係府省庁と連携して分析・評価体制を構築する。また、成果連動型契約によるワイズスペンディングを含め、E B P Mの取組や定量的に把握された政策効果等の成果について、翌年度以降の予算編成で反映する方策を検討する。

● さらに、重要政策・計画ごとに収集データや検証方法、実効性あるE B P Mの体制等を定める「E B P Mアクションプラン（仮称）」を本年末に策定する。策定後は、同プランに沿って、重要政策・計画等の推進、そしてアジャイルな見直しを行い、効果的・効率的に政策を実行する。

（別紙）「EBPMアクションプラン」の対象とする重要政策・計画

| 分野 | 重要政策・計画 | EBPMのポイント |
|-----------|--|---|
| 社会保障 | 効率的な医療・介護サービスの提供体制の構築（地域医療構想、医師の偏在是正等） | <ul style="list-style-type: none"> 必要な医療サービスや病床数を確保するためには、どのようなアプローチが有効かつ効率的か。 1人当たり医療費の地域差の縮小など医療費の適正化を進めるにはどのような政策対応が有効か。 新技術やデータの活用等による医療・介護サービスの質の向上・効率化の効果はどの程度か。 |
| | 年齢・性別に関わらず生涯活躍できる環境整備 | <ul style="list-style-type: none"> 女性・高齢者の就労促進への効果はどの程度か。 予防・健康づくりの効果はどの程度か。 |
| 少子化・子ども | 急速な人口減少に歯止めをかける少子化対策（子ども未来戦略） | <ul style="list-style-type: none"> ①若い世代の所得向上に向けた取組、②全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、③共働き・子育ての推進、④子ども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革が少子化トレンドにどのような影響をもたらしているか。 |
| 文教 | 質の高い公教育の再生 | <ul style="list-style-type: none"> 個別最適・協働的な学びの実現等の取組が、どのように学校教育の質の向上につながるか。 学校における働き方改革、多様な教職員集団の実現、教職の魅力向上が、どのように学校教育の質の向上につながるか。 |
| 科学技術 | 研究・イノベーション力の向上 | <ul style="list-style-type: none"> 研究大学群の形成に向けた各種支援等により、戦略的な自律経営の下で、イノベーションを創出する研究環境の構築による研究の質的改善などが、中長期的な成果創出に向けて効果的・効率的に進められているか。 産学官連携を通じた成果展開力の強化や民間投資の促進が効果的に進められているか。 |
| 社会資本整備 | 広域のまちづくり | <ul style="list-style-type: none"> 広域でのまちづくりについて、先進的な事例を踏まえ、どのような課題があり、どのような効果を見込めるか。 広域でのまちづくりが持続可能な都市機能の構築に寄与するか、また、効果をどのように検証するか。 |
| 地方行財政 | デジタル田園都市国家構想と地方創生（デジタル田園都市国家構想総合戦略(2023改訂版)） | <ul style="list-style-type: none"> デジタル実装に取り組む自治体数の拡大の状況、また、実装した自治体における行政サービスの効率化や利便性、満足度の向上などはどの程度か。 どのような取組が持続可能な地域社会の構築に寄与するか、また、効果をどのように検証するか。 |
| 防衛 | 防衛生産・技術基盤の維持・強化 | <ul style="list-style-type: none"> 防衛生産基盤に係る取組は、防衛産業を取り巻く様々な課題やリスク（サプライチェーンリスクなど）に対して、効果的に対応することにつながっているか。 防衛技術基盤に係る取組は、早期装備化の実現や先端技術の取込み、新たな技術基盤の創出につながっているか。 |
| 多年度投資等その他 | 2050年カーボンニュートラルに向けたGXへの投資（GX実現に向けた基本方針、GX推進戦略） | <ul style="list-style-type: none"> 分野別投資戦略に基づく取組による温室効果ガス排出削減効果の見込みはどの程度か。 政府の取組による官民GX投資への波及効果はどの程度か。 |
| | 半導体関連の国内投資促進 | <ul style="list-style-type: none"> 我が国の産業競争力強化や経済成長などに、どのような効果・影響を与えるか。 地域での雇用効果、賃金上昇、サプライチェーンに関わる産業全体の活性化など、経済への波及効果はどのようなものであるか。 |

デジタル田園都市国家構想

デジタル田園都市国家構想基本方針（2022.6.7閣議決定） 【抜粋】

2. 意義・目的

本構想を通じて、暮らす場所、年齢、性別にかかわらずあらゆる国民が、それぞれのライフスタイルやニーズに合ったゆとりと安心を兼ね備えた心豊かな暮らしを営むことができ、地方における仕事や暮らしの向上に資する新たなサービスの創出、持続可能性の向上、**Well-being の実現**等を通じてデジタル化の恩恵を国民や事業者が享受できる社会、いわば「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す。

3. 取組の前提

【構想の実現に向けた価値観の共有】

構想の実現に向けては、都市と地方双方の生活の質の向上を図り、生活者の目線、ユーザーの目線を大切に、高齢者、障害者、外国人及び子どもも含め、多様な住民の暮らしを巻き込みながら、その暮らしが本当に向上しているのかどうか、**Well-being の視点を大切にした取組**を進めていくことが重要である。

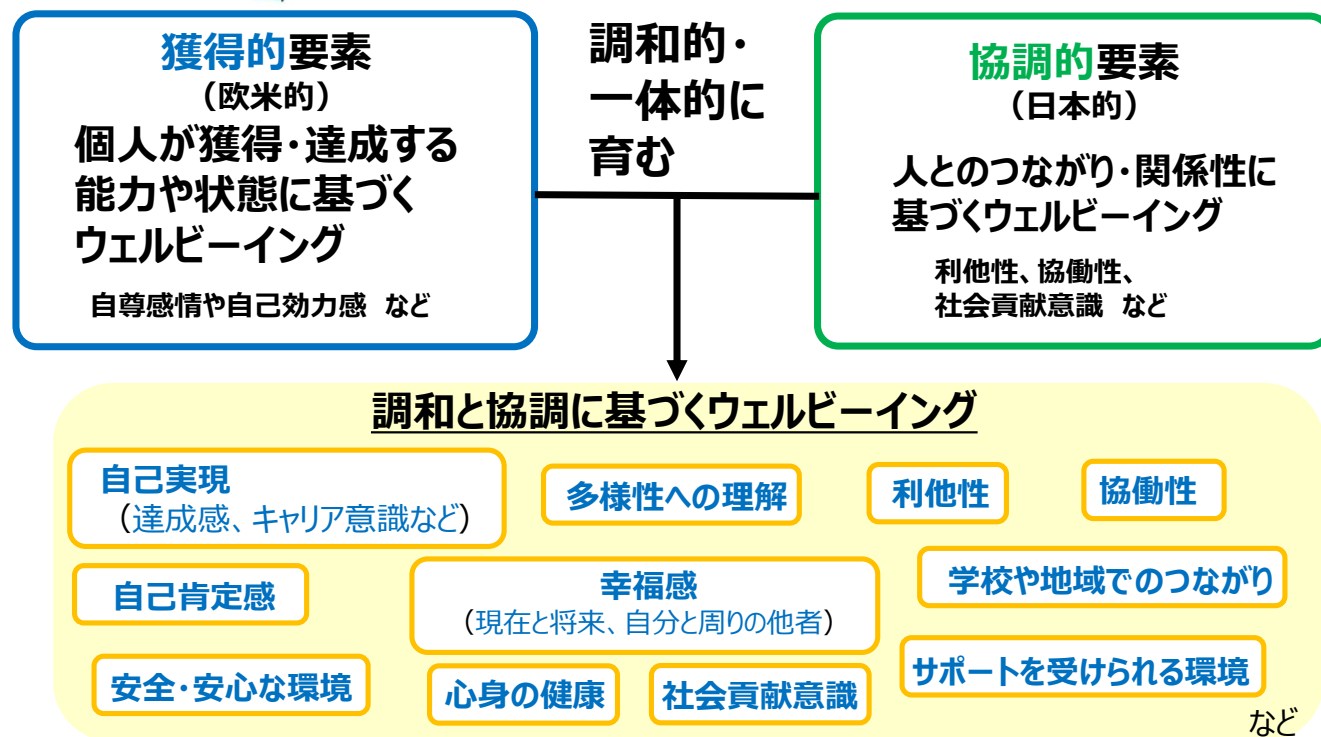
教育振興基本計画

(2023.6.16 閣議決定)



計画の2つコンセプトのうち1つが「**日本社会に根差したウェルビーイングの向上**」。

※本文には、ウェルビーイングを欧米的な文化価値観に基づく「**獲得的要素**」と、日本で重要な意味を有する「**協調的要素**」の2つの面から捉え、「我が国においては、ウェルビーイングの獲得的要素と協調的要素を**調和的・一体的に育む日本発のウェルビーイングの実現**を目指すことが求められる」と明記



G7 教育大臣会合 富山・金沢宣言

随所にwell-beingが盛り込まれる

(宣言本文から該当箇所抜粋)

基本的な考え方

- ・ウェルビーイング追求の機会の提供を支援する強靱な教育システムの構築
- ・教育の場面でのウェルビーイング実現

取組みの方向性

- ・子供たちのウェルビーイングを高める学校の役割の発揮
- ・子供の心の健康、ウェルビーイングを支える専門的職員・教師の連携 など

認識の共有

- ・調和と協調に基づくウェルビーイングのアプローチ など

2023年G7教育大臣会合 富山・金沢宣言 (概要)

1. 基本的な考え方 ～教育の普遍的価値の再確認～

○G7各国間で自由・平和、法の支配と民主主義の価値観を共有しつつ、以下の基本的考え方に基づいて、各国で教育政策を進めていくことで合意した。

- ・「民主主義や自由、法の支配や平和の礎」としての教育の普遍的価値を改めて共有しつつ、持続可能な社会の創り手を育む。
- ・コロナ禍やウクライナ侵略で停滞した国際的な人的交流の促進に向けて協働して取り組む。
- ・ウクライナも含め危機的な状況にある子供（特に女子）や学生が質の高い教育にアクセスできるよう取り組む。
- ・生成AIを含めた近年のデジタル技術の急速な発達に教育に与える正負の影響を認識する。

2. G7が目指す取組の方向性

① コロナ禍を経た学校の役割の発揮とICT環境整備

- ・コロナ禍を契機に明らかになった学校の役割が今後も継続して効果を発揮し、多様で包摂的な社会の基盤形成に資するよう取り組む。
- ・自然体験・文化芸術体験活動の機会を充実することで、子供の社会情動的スキルの向上を図る。
- ・対面による教育に加え、リアルとデジタルを融合した教育の促進に向け、ICT環境の整備を継続するとともに、教師のICTスキルの向上に取り組み、情報活用能力に係る教育を充実させる。

② 全ての子どもたちの可能性を引き出す教育の実現

- ・デジタルの活用を含めた一人一人の子供に最適な学びを進めるほか、多様な他者同士が学び合う機会を確保し、子供たちのウェルビーイングの向上に寄与する。
- ・各国・地域の事情に応じて、少人数学級の推進や教師が担う業務の適正化、処遇を含む働きやすい労働条件の整備などを推進する。これらを通じて、魅力ある優れた教師の確保・資質能力の向上や学校の指導・運営体制の整備を行う。
- ・特別支援教育において、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に協働的に学ぶための環境整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を同時に進める。

③ 社会課題の解決とイノベーションを結び付けて成長を生み出す人材の育成

- ・イノベーションと持続可能な経済成長を促し、社会課題の解決にもつなげる取組を支援する。
- ・全ての子供・若者にSTEAM教育等の教科等横断的な教育を推進するとともに、デジタル・グリーン等の成長分野の人材育成や起業家教育を推進する。
- ・より広範な社会的背景と結びついた教育システムを構築するとともに、子供たちや若者、大人に必要な支援と多様な教育機会を提供する。

④ 国際社会の連携に向け、新たな価値を創造するための国際教育交流の推進

- ・初等・中等・高等教育や職業教育におけるG7各国間の生徒・学生の人的交流をコロナ禍前の水準に回復し、更に拡大させる。
- ・大学間の国際ネットワークの進展・深化を通じた質の高い国際交流・国際脳循環の活性化を図る。
- ・ICTを活用した交流の促進、国境を越えたオンライン学習コンテンツの共有などを推進する。

3. G7における認識の共有

- 人への投資の重要性を認識し、今後、G7においてハイレベル政策対話の継続的な実施に向け合意。
- 調和と協調に基づくウェルビーイングの考え方について確認。

こども大綱 (2023.12.22閣議決定)

第1 はじめに / 3 こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

～**全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会**～

「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、**身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）**で生活を送ることができる社会である。

第3 こども施策に関する重要事項 / 2 ライフステージ別の重要事項

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

こどもの誕生前から幼児期までは、**こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期**であるとともに、この時期への社会的投資が次代の社会の在り方を大きく左右するため、社会全体にとっても極めて重要な時期である。

第4 こども施策を推進するために必要な事項 / 2 こども施策の共通の基盤となる取組

(1) 「こどもまんなか」の実現に向けたE B P M

(こども施策に関するデータの整備、エビデンスの構築)

(略) 政府全体として収集すべきデータを精査し、各府省庁が連携して、こども・若者や子育て当事者の視点に立った調査研究の充実や必要なデータの整備等を進める。(略) **こどもに着目したウェルビーイング指標の在り方について検討を進める。**

5 国等の動き

第6次環境基本計画（2024.5.21閣議決定）

第2章 持続可能な社会に向けた今後の環境政策の展開の基本的な考え方

1 目指すべき持続可能な社会の姿：

環境保全とそれを通じた「**ウェルビーイング／高い生活の質**」が実現できる「**循環共生型社会**」の構築

環境基本法第1条の規定を、現在の文脈において捉え直すと、環境政策の目指すところは、「環境保全上の支障の防止」及び「良好な環境の創出」からなる環境保全と、それを通じた「**現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生**の向上」（以下「**ウェルビーイング／高い生活の質**」という。）であり、また、**人類の福祉への貢献**でもある。

（略）このような循環共生型の社会（「**環境・生命文明社会**」）が、我々が目指すべき持続可能な社会の姿であり、**現在及び将来の国民が希望を持って、「ウェルビーイング／高い生活の質」を実現できるように取り組んでいく。**

2 今後の環境政策が果たすべき役割：

将来にわたって「**ウェルビーイング／高い生活の質**」をもたらす「**新たな成長**」の実現

（略）「**新たな成長**」の実現に向け、**環境・経済・社会の統合的向上の共通した上位の目的として**、環境基本法第1条の趣旨も踏まえ「**ウェルビーイング／高い生活の質**」を設定する。この「**ウェルビーイング／高い生活の質**」は、**市場的価値と非市場的価値によって構成され、相乗的効果も図りながら双方を引き上げていく。**